## 第4章 人権ふれあいセンターにおける取り組み

人権ふれあいセンターは、地域社会の福祉を増進し、住民の生活改善及び向上を図るための住民交流の拠点施設です。

人権ふれあいセンターでの人権啓発に係わる交流事業等の計画・立案にあたっては、人権ふれあいセンター運営委員会を通じて、市民の意見を取り入れ、また、学校やセンター利用者と連携、協力し、多くの市民が参加しやすい事業内容となるよう努めています。

一方、人権に係わる生活上の各種相談については、複雑化してきている状況であるため、 関係機関との連携が必要となってきています。

人権啓発事業等を通して、地域住民の福祉向上や人権感覚を磨くことにより、地域住民がお互いに助け合い、一人ひとりが持つ多様性を理解し合い、お互いの人権を尊重し合う「共生の心」が醸成されるよう努めます。

## ①相談事業

人権相談については、福祉、職業、教育など様々な問題があり、関係機関との連携を密にする必要があります。相談窓口で適切な対応ができるよう、職員の資質向上を図るとともに長野地方法務局や長野県人権啓発センターなど国、県等の専門相談機関や人権擁護委員等との連携に努め、それぞれの相談にていねいに対応できるよう努めます。

## ②啓発·広報事業

人権尊重について正しく理解し、認識を深めるため、人権に係わるセミナー、人権ふれ あいフェスティバル等を開催するとともに、広報紙の発行などを通じて、幅広い人権啓 発・広報活動を推進します。

## ③文化・教養に関する事業

地域住民をはじめ、広く市民の交流を深めるとともに、地域に根ざした文化・教養事業を推進します。

④人権関係啓発資料の掲出及び図書等の整備 あらゆる人権学習が実施できるセンターを 目指して、人権関係資料の掲出や関係図書等 の整備などを行います。

